

中野区教育委員会会議録 平成25年第1回定例会

○開会日 平成25年1月11日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午後 2時51分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事（子ども教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	石 濱 良 行
副参事（学校教育担当）	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事（知的資産担当）・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事（学校・地域連携担当）	荒 井 弘 巳
副参事（子ども教育施設担当）	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 高木明郎

委員 飛鳥馬健次

○傍聴者数 4人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第1号議案 中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部改正手続
について

[協議事項]

(1) 中野区立小中学校再編計画(第2次)【案】について(学校再編担当)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①陳情書の受理について(子ども教育経営担当)

②平成24年度体力調査の結果と体力向上に向けた取組について(指導室長)

[その他事案]

(1) 小学校長会との意見交換会(中野区立教育センター)

中野区 教育委員会
第 1 回定例会
(平成 2 5 年 1 月 1 1 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<配布資料について>

高木委員長

ここで傍聴の方にお知らせいたします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」、及び、事務局報告事項の2番目、「平成24年度体力調査の結果と体力向上に向けた取組について」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくことといたします。傍聴の方は、ご退場の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

それでは、日程に入りますが、本日は、報告事項終了後に委員会を休憩し、休憩中に教育センターにおいて小学校校長会との意見交換を行います。傍聴の方につきましては、報告事項終了後に退場していただきますので、よろしくをお願いいたします。

<議決案件>

<日程第1>

高木委員長

それでは、日程第1、第1号議案「中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（中央図書館長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、第1号議案「中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部改正手続について」、ご説明いたします。

前回、第40回定例会でご協議いただいた結果を踏まえて条例改正をお願いするものでございます。

提案理由は、図書館の休館日及び開館時間を改める必要があるというものでございます。

別添の資料をごらんいただきたいと思います。改正理由、改正内容など、前回ご協議い

ただいた内容と変更はございません。指定管理者候補者からの提案を受けまして、休館日、開館時間、館内整理日の振替日につきまして、それぞれ改正するものでございます。休館日を週1日から月1日とする、開館時間をそれぞれ30分から1時間30分拡大する、などでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。今後のスケジュールですけれども、第1回区議会定例会へ議案を提出して議決をいただきまして、4月から業務を開始したいと考えております。一部改正条例新旧対照表などにつきましてはお読み取りいただきたいと思います。

私からのご説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

開館時間を早めて、あるいは延長ということが改正なのですが、案はこれによろしいと思っていますけれども、事情がわかたらお聞きしたいなと思っていることは、今ちょうど入試の時期ですが、私も時々図書館に行ってみるのですが、入試の時期は、やはり受験生は早くから遅くまで図書館を使いたいという希望があると思うのですね。おそらく今は、行くと、座る席がないぐらいいっぱいだろうと思うのです。それ以外の、受験期でない真夏みたいなときには、早くから遅くまでの利用者というのは多いのでしょうか。様子はどうでしょうか。

副参事（中央図書館長）

やはり季節を問わずかなり多いというのが実情でございます。特に中央図書館は利便性が高いということもございまして、1日平均にしますと、延べ3,700名程度の利用者がおります。かなり遅くまで利用されています。

大島委員

休館日が月曜日というところと木曜日、あるいは金曜日というふうに違う曜日になっているみたいなのですが、これは何か意図があつて館によって曜日を違えているのでしょうか。同じ曜日のほうがわかりやすくていいとかいう気もしないでもないのですが、その辺はいかがでしょうか。

副参事（中央図書館長）

休館日は月曜日と木曜日という形に分けてございますけれども、やはり利用者の方がかなり利用されます。ということで、同じ曜日にしますと、図書館が全てしまっている日と

いうのができてしまい問題があるということで、現在も分けておりますが、指定管理者制度導入後もそういう形で分けてまいりたいと考えております。

高木委員長

3の「施行時期」が公布の日から施行になっていて、「今後のスケジュール」を見ますと、指定管理者による業務の開始は4月からになっていると思うのですが、公布日はいつごろの予定なのですか。例えば3月とかだと、3月からこういうふうにはならないですよ。

副参事（中央図書館長）

公布日につきましては、条例が議決された後、議長のほうから自治体の長のほうに送付されまして、その後、地方自治法で定められている日数以内に公布されます。その後、今までの例としまして、3月中に公布されるという形になると思いますので、4月1日から指定管理者制度に移行しますので、その点については問題ないと考えております。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第1号議案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

以上で議決案件の審査が終了いたしました。

<協議事項>

高木委員長

次に、協議事項に移ります。

「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」の協議を進めます。

事務局から説明をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、資料の説明をいたします。

本日、資料を2点配付しております。1点目は、「【素案】からの主な変更点」。これは新旧対照表の形式で用意しております。2点目は、変更点を溶け込ませました「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】」の案文でございます。これらの資料は、前回までの「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】」に関する意見交換会等を踏まえた課題等の整理について、それから、【素案】からの変更点に基づきまして議論をしていただきました。その議論を踏まえまして作成しております。

資料の中身ですけれども、【素案】から【案】への変更ということで、まず、【素案】の5ページで、「小中学校の通学区域の状況」を説明している記述に、「小中学校の連携を推進する必要性」を追記しております。追記をした部分については下線を引いております。

具体的な変更の内容ですけれども、ここでは学校再編計画の改定に当たりましては、通学区域の整合性をできる限り図り、小中連携を進めることを大きな柱としておりますけれども、小中連携を推進することの必要性について記述を追記するものです。

なお、追記する内容につきましては、前回の教育委員会での協議を踏まえまして文章を修正しております。ご確認をお願いしたいと思います。

2点目は、【素案】の10ページで、「再編計画改定に関する考え方」の「基本的事項」の記述の中の⑥の部分で、「大規模改修」「改築」の用語の説明を追記しております。具体的な内容につきましては資料に記載のとおりです。

3点目が11ページになります。「計画期間」の記述のところで、来年度示す統合と通学区域変更の時期、それから再編計画（第2次）との関係を追記いたしております。具体的な内容は資料に記載のとおりです。

4点目が、【素案】の11～12ページになります。「前期の学校再編を踏まえた課題への対応」という記述のところに「前期の学校再編での課題」といったことを追記しております。具体的な内容につきましては資料に記載のとおりです。

資料の説明は以上でございます。

高木委員長

ただいまの説明につきましてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

「小中学校の連携を推進する必要性」の追記の部分ですが、この部分は委員会でいろいろ意見が出て、書いていただきましたので、かなりまとまって丁寧に書かれていると思

います。その「連携を推進する必要性」のところですが、地域との連携の視点として、「学校支援ボランティア」「中学校区ごとに設置している地区懇談会」「次世代育成委員活動」によるネットワークづくり、この三つが書いてあるのですが、このことは、学校再編計画（第2次）【案】で言うと、2ページの④「地域の教育力の向上」ということを言っているのだと思うのです。そこで、地域の方が参加してやっていただくのに、学校支援ボランティア、地区懇談会、次世代育成委員、この辺のところの連携といますか、役割分担といますか、その辺のところはどんなふうに考えていますか。混乱しないといえますか、組織的にうまくいかないといけないのかなと思うのですけれども、どんな案があるかということをお聞きしたいなと思っています。役割分担とか、連携の仕方とか、いろいろあると思うのです。

副参事（学校・地域連携担当）

既に学校支援ボランティア制度が始まって1年少したってございます。実際に登録をされている方も200人を超えるというような状況の中で、学校支援会議も開催させていただいて、学校とPTA、次世代育成委員の連携もさらに強化が図れていると思ってございます。そういったいい循環、流れの中で、それをさらに推進していく。今回、再編の中でもそういった形での取り組みをしていく中で、地区懇談会、この地域の方々を含めたより一層の学校と地域の連携を図っていくということの中で、この健全育成事業等についてもさらに活動を活発にしていきたいということです。現在の流れをさらに加速させていくという形で考えているところでございます。

大島委員

【案】の10ページの⑥「大規模改修工事」の説明のところなのですが、ここところは、区民の方にわかりやすいようにということで、「大規模改修」と「改築」というのを分けて説明してもらって大変よくなったと思うのです。それで、「大規模改修工事」の次に括弧書きで非常に詳しく、アルミサッシとか、そういう具体名まで出して説明文を入れていただいているわけなのですが、具体的に書いてあるだけに、これに限定されるようなイメージにならないかなと。若干の懸念というほどではないのですが、要するに、この表現で大規模改修工事にみんな含まれるという理解でよろしいでしょうか。

副参事（学校再編担当）

大規模改修工事の説明の主眼としましては、躯体、コンクリートの部分を残しまして、残りは全部取り払いまして改修するというので、躯体以外のところは全部手を入れると

いうことを説明したつもりでございます。

飛鳥馬委員

今の関連で。細かいことで申しわけないのですけれども、大規模改修工事のときに、「建物の柱、コンクリート壁等を残したまま」という表現がありますね。例えば床とか天井はどなのかなと。「等」が入っているからそこに含まれるのかもしれないし。床も天井も一緒のようなものですが、だからコンクリートの部分ではあるのですけれども、かなり面積が広いし、大事な部分なので、壁、床、天井みたいなことも。もし質問があったときにどうされるのかなということもありますので、そこはどう考えたらいいでしょうか。含まれるなら含まれても構いませんので。

副参事（学校再編担当）

残す部分は、コンクリートの躯体の部分です。床、天井材の部分については当然改修の対象と考えております。

大島委員

その部分なのですが、今のお話を伺っていて、例えば、「柱、コンクリート等、建物の躯体部分を残したまま〇〇」、ここに何かを入れてもいいのですが、「〇〇等、その他」とか、そういうふうに変えるとよりわかりやすいかなと。「躯体部分を残し、その他を〇〇」と。

高木委員長

例えば、今、大島委員がおっしゃったように、「建物の柱、コンクリート壁等の躯体を残したまま、ガス・上下水道や電気などの設備と屋上、内装、アルミサッシ窓等の大規模改修を行うこと」みたいな感じでどうですか。「大規模」とか入れてしまう。

副参事（学校再編担当）

今いただきましたご指摘の趣旨は、この大規模改修を行う部分が具体的に書いてあるだけに、それ以外のことについては手を入れないのではないかと心配があるということだというふうに受けとめました。したがって、この大規模改修の説明の趣旨は、躯体を残したままほかの部分は全部手を入れるのだということがわかりやすいような形で表現を工夫したいと考えております。

高木委員長

わかる人は「大規模改修」でわかるので、難しいですよね。ただ、どなたが読んでもわかるような表現にしないといけないので、もう一工夫をお願いします。

山田委員

12ページの「前期の学校再編での課題」のところですが、これは、1ページにある「はじめに」の中の「前期に実施した学校再編の検証」という部分を、【素案】の説明会の中で、その検証の内容、課題をもう少ししっかりと載せるべきだというご意見をいただいてのこの対応だと思うのですけれども、私たちが行った統合対象の子どもたちのアンケートの中で、新しい統合新校に移るに当たって、少なからず不安を抱いた子どもたちもいたと思うのですね。それに対して対応したことがあると思うのです。例えば、統合する対象校と一緒に運動会などの行事をやったとか、移動教室を一緒に行ったとか。そういうことで、事前にそういった交流を深めていくことで、将来の不安を少なくしたとか、統合した後で「心の教室相談員」などを十分に配置してメンタルのケアに努めたとか、そういったことも実際にやられていると思うので、その辺の書き込みも場合によっては必要ではないかなと感じました。そういった対応も我々は十分行っている上で、今度、また第2次の計画に臨んでいくというようなことも必要ではないかなと感じました。

ただ、この内容はよく書かれていて、特に学校統合委員会の設置時期を早めたほうがいいという意見がこれにつながってきます。あとは、せっかく新しい学校にしたのだけれども、その後も改修工事が行われてしまって、子どもたちの教育環境には非常にご迷惑をかけた点についても書き込みをされている。その辺は非常によく書けているのではないかな。実際にやってきたことですので、先ほどのことを少し付記されてもいいのではないかなというふうに感じました。

以上です。

副参事（学校再編担当）

山田委員のご指摘の点につきましては、学校ごとの課題に対する早期の対応という部分で抽象的に書き込んでいるつもりではおりますけれども、ご指摘の内容はここからはなかなか読み取りにくいと思いますので、表現等を工夫できるか検討したいと思います。

大島委員

今のところの中で通学についてのことなのですが、課題の中で、早期に対策を示せなかったためというようなことが②のところにあるわけですが、それについて、迅速というか、初めから十分な対策ができていたかどうかということがちょっと疑問だとしても、我々、問題点に気づいてからは、通学の安全について、例えば通学安全指導員を増配置するとか、ガードレールの設置だとか、通学路ということを示す緑色の道路の色塗りとか、

いろいろなことをやってはきたので、そういう交通安全についてとった対策なども若干入れたらどうかと思うですけども、どうでしょうか。

副参事（学校再編担当）

交通安全の対策につきましては、今回の意見交換会でも、通学の安全に対する心配ということで意見がかなり寄せられております。課題の整理の中でも一定の整理をしたつもりでおりますけれども、具体的な交通安全の対策につきましては、統合が決まった後に具体的な統合に向けての課題の整理といった中で考えていくものかなと思っております。したがって、ここで具体的な交通安全対策をどうこうということを書くのもなかなか難しいかなということで、こういった表現になっているところです。

高木委員長

今のご説明ですと、再編計画（第2次）が確定した段階で早期に保護者の方に提示していくということですね。課題としては、ここに書いてあるとおり、「通学の安全対策などについて、早期に対策を示せなかったため、通学の安全などへの不安を持つ保護者がいました」と。今回の意見交換会でも出ているわけですね。一番いいのは、再編計画（第2次）の案を出す段階で、こういうのをやりますと明確に入れればいいのですけれども、予算もかかりますので、まだ確定していない再編計画についてセットで100%の通学の安全を出すというのは、教育委員会としてもちょっとできない。ただ、前期の再編の中で、こういう幹線道路の横断とか線路の横断の場合はこういう対策が考えられるのだよというのは、ちょっと遅い場合もあったかなと思うのですけれども、一通り出てきていると思いますので、全体の再編計画のスケジュールに関しては、平成25年度の予算で各建物の診断をしないと確定してきませんが、できれば来年度中にはそこら辺をきちっと区民の方に説明できるといいかなと思っています。そういうスケジュールで考えていくことは可能なのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

前期の再編計画に基づく再編につきましては、初めての試みでしたので、統合を進めながら、通学の安全についても区民の方からいろいろな意見をいただいて対応していくという形で進めてきましたので、どうしても時期的に遅いとかいった意見が出てきたのだと考えております。

第2次につきましては、前期の経験もございますので、通学の安全の確保。先ほど大島委員からございましたガードレールですとか、通学道路のカラー舗装ですとか、そういっ

たハードの面、それから通学安全指導員といったソフトの面、そういったノウハウも出てきております。また、意見交換会の中では、第2次につきましては、通学区域が広がることに対する不安、特に鉄道を横断することに対しましてそういったことも寄せられております。跨線橋を配置するとか、そういったような具体的な提案までいただいております。そういったことがございますので、なるべく早い段階でそういったことについて検討いたしまして、お示ししていきたいと考えております。そういった意味で、この【素案】の中でも通学の安全対策などについては早期に対策を示すというようなことで書き込みをしているつもりでおります。

大島委員

その通学の安全対策ということなのですけれども、書き方として、すごく考えているのだよということがわかるようにちょっと強調したい気がするのですね。今の書き方ですと、安全対策など「学校ごとの課題」ということで一つにまとめてしまっているわけですが、でも、「学校ごとの課題」云々ということについては、先ほど山田委員からもお話があったような、生徒たちが一つになることへの不安への対処とか、統合前の交流とか、そういうような通学の安全対策以外の面もいろいろあると思うのです。そういうこともありながら、通学の安全対策ということについて、これまた皆さんの関心事でもあり大事なこともあるので、そこをもうちょっと膨らませてといいますか、このことについては我々も非常に配慮して留意しているということで、別に具体的に何をやるとかは書かなくてもいいと思うのですけれども、「各学校の状況に応じた必要なことを早目にどンドンと迅速に手を打っていきます」みたいな心構えというのがもうちょっと強調されるような書き方、表現がないかなど。項目を分けて、一つ、安全、それから、その他の課題への対応というふうに二つに分けて書く必要があるかどうかは、今、私も迷っているのです。(4)のところは①から④で課題があるので、それに対応のほうも①から④というふうに項目の数が合っているほうがいいのかと思ったりすると、分けるとちょっと数が合わなくなるかなと思ったりしているのですけれども。そんなことで、もうちょっと強調する書き方を工夫できないかなと思っているのです。

副参事（学校再編担当）

通学の安全につきましては、この再編計画を進めていく上での重要な事項だというふうに考えております。したがって、10ページの「再編計画の改定に関する考え方」の「基本的事項」の中で原則を10項目整理しております。その中の5番目になりますけれども、

交通の安全対策、通学の安全対策といったことで、「基本的事項」として書いてはおりません。ここには書いてあるのですけれども、「前期の学校再編での課題」「課題への対応」といったところで触れておりますが、この関連性について少し表現が工夫できるかどうか検討したいと思っております。

教育長

大島委員も「課題の数と対応策の数が違うのは」というご心配もしていただいているのですけれども、先ほど山田委員が「スクールカウンセラーであるとか、事前の合同のいろいろな事業とか子どもたちの交流」というようなこともおっしゃっていらしたので、文章が一文になっていますけれども、②のところを、山田委員がおっしゃったことと、交通安全、通学の安全ということで二つの文章に分けて書けば少し強調されるかなと思いますので、工夫をしてもらいたいと思います。

高木委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」は、本日の協議内容を踏まえ、今後さらに協議を進めたいと思いますので、事務局は準備をお願いいたします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、12月14日の第40回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

平成25年1月4日金曜日、教育委員会仕事始め式。委員全員が出席いたしました。

同じく1月4日金曜日、中野区新年賀詞交歓会。委員全員が出席いたしました。

私からの報告は以上でございます。

それでは、大島委員。

大島委員

今、委員長のほうからご報告がありました仕事始め式と賀詞交歓会に出席いたしました。そのほかのことは特に報告はないのですけれども、新年早々4日の朝からというのは、まだ休み気分が抜けないので、気分的にちょっと大変というか、そういうところもあるので

すが、お正月気分で皆さんが集まってというのは、晴れがましいような、半分気持ちが引き締まるような独特の気分で大変いいのではないかと思いました。楽しんで仕事始め式と賀詞交歓会に出席させていただきました。

以上です。

高木委員長

山田委員、お願いいたします。

山田委員

私も4日に仕事始め式と賀詞交歓会に出席いたしました。中野区の新年賀詞交歓会は、昨年度からサンプラザを使つての会になって、随分明るくなったなというイメージもありますし、ことしは、四季の都市（まち）が4月から3大学の2大学に学生さんが集まってくるということで、区長を初め、皆さんが大きな期待を持っているという年の初めではないかと思います。特に2大学が来る。それも、帝京平成、明治という日本でも有数の大学が来るということは、中野区民にとっても非常に朗報でありますし、教育委員会にとっても、これからの教育にある程度関係する学部が来るということは非常に大きな財産になるかと思つたので、ぜひうまく連携をとっていただいて、子どもたちの教育の向上に資するようにしていただければなと思つています。

私、昨日10日ですけれども、日本学校保健会の会報編集委員会がありまして出かけてきました。実は、年末にアレルギー性疾患を有する子どもの給食による痛ましい事故があったことを覚えていらっしゃるかと思います。今、どこの小・中学校においても、もちろんその上でもそうですけれども、アレルギーを有するお子さんというのは年々ふえているのです。食物アレルギーではおおむね2.2%前後というふうな数字が出ていました。2.2%といつても、1学年100人いたら二人ですから、1クラスにお一人ぐらいいらっしゃる。ただ、その程度はなかなかわからないですよ。食べてすぐにアナフィラキシーみたいな死に至るような発作を起こすお子さんもいれば、少し発疹、じんま疹ぐらゐでおさまるお子さんもいるということ。学校は、保護者からの聞き取り、もしくはかかりつけの先生からの診断書で対応されていると思つたけれども、実は今、給食は、ランチルームでの給食があったり、バイキングがあったりすると、担任が把握していても難しい側面が出ていますし、課外授業ですとか、修学旅行を始め宿泊行事での食事のことについてもリスクは高くなつているし、そのリスクを有する子どもがふえているということで、これは今後も教育委員会の中でも十分注意をしながら、私たち学校医も十分に注意をしながら今後やっ

ていかなければいけないというふうに考えています。きのうの学校保健会でも、給食というものが世界に冠たる日本の食育の基本なので、これをすぐにどうこうはできないだろうけれども、難しい側面が出てきているなということのお話がありました。

私からは以上です。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

特にございません。

高木委員長

教育長。

教育長

報告はないのですけれども、今、山田委員のお話にありました、調布市であったアレルギーの痛ましい事故を受けまして、教育委員会でも実態の把握をしているところです。アレルギーのお子さんについては、親御さんから診断書でありますとか、そういうご要望を受けて対応していますけれども、今までどちらかという、一人一人のお子さんというか、親御さんと聞き取りをしながら個別に対応していたというケースがほとんどで、区の教育委員会としてこういうふうな形でという一定のものはあるのですけれども、それぞれの学校で対応が違っていたり、お子さんの状況で違っていたりというようなことがあるので、ある程度ガイドライン的なものも示していかなければいけないなと思っています。

また、対象になるお子さんが106人とおっしゃっていました。あと、エピペンをお持ちの急な対応のお子さんについて、私が教育委員会に来たときはたしか二人ぐらいだったのですけれども、今は6校9人ということですので、まだ実際に使用したことはないのですけれども、いざというときの対応についてもきちんとしていかなければいけないなというふうに思っています、今、指導室と学校教育担当のほうで対応させていただいているところです。

高木委員長

各委員からの報告につきまして、補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

今の痛ましい事故と申しますか、給食についての報道は私も見ました。報道によって得た情報によりますと、そのお子さんは乳製品にアレルギーがあるということで、ふだん、

乳製品を抜いた給食を提供していたのだけれども、おかわりのときに担任の先生が乳製品が入っていたものを誤って渡してしまって、それでアレルギー反応が出たということのようです。それを見て私が考えたのは、担任の先生の責任とといいますか、義務の範囲というのが非常に難しいなと思っていました。

私も結論が出ている話ではないので申しわけないのですけれども、確かに学校というのは子どもさんを預かっているわけですから、その生命、身体の安全について確保する義務というのはあると思うのです。それで、そういう給食について配慮するというのも、小学校ですし、担任の先生の責任の範囲といえばそうなのでしょうけれども、一方、先生は、本来的な仕事としては授業をきちんとやるとか、子どもさんの生活指導ということも仕事の範囲なのでしょうけれども、そういう個別の特殊事情、特に食べ物について、それを完璧にやるところまで業務の範囲となると、先生の負担というのもかなり重いのではないかと。負担も重し、責任も重し、今回みたいに結果も重大となると、ちょっと気の毒だなという気もしてならないのです。

指導室長に参考までに、中野区ではそういう重大な事情を抱えたお子さんというのはどういうふうに対処しているのでしょうか。

指導室長

先ほど教育長がお話になった、アナフィラキシーでエピペンを打たなければいけないというようなことで携帯しているお子さんは、今、小学校に9人ほど在学しています。幸いなことに、それを使うような事故は発生していないのですけれども、保護者から毎年健康調査票という形でとるようなことを通じて、重いお子さんについては個別にやりとりをします。給食に関しては、毎月、栄養士さんと該当する保護者が打ち合わせをする中で、成分表までお示しして、これは食べられる、食べられないということでかなり細かくやって、学校のほうでも別メニューを用意するとか、それを除去したものでつくったものをそのお子さんには配膳するというような形をしていますので、それが徹底できれば今回のようなことは起きないのかなと思いますが、今回はおかわりというところですので、責任がないかといったら「ない」とも言えない。担任は一応そこも子どもたちの状況を踏まえてやらなければいけないと思います。ただ、学校運営をする中で、例えば担任が休むだとか、いろいろな可能性があるのですね。そのときに、そういうヒューマンエラーが起きないように対応を考えていくのはやはりこちら側の責任なのかなというふうには思います。

山田委員

今、指導室長がおっしゃるとおりで、保健調査票が出ますよね。それに基づいて、ひどい場合には主治医もしくはかかりつけ医のほうからの診断書が提出されて、それでそのお子様に対しての情報がきちんと学校のほうに提示される。それが学校の中で情報が共有されて対応していくわけだと思いますけれども、区別しなければいけないけれども、差別になってはいけない。そこが非常に難しく、担任の先生といえども、この子はこういうことがあるということは知っているでしょうけれども、それが全てきちんと管理できるかという、なかなか厳しい時代になっている。でも、それをやらなければいけないと思うのです。いろいろなケースでそういう個人情報がたくさん入ってくるということになるので、大変なことが起きている。

それでも、給食のある幼稚園だとかが人気があるように、給食というものが日本の学校のシステムの中で大きな地位を占めていて、「余りアレルギーのあるお子さんはお弁当にしたらどうですか」という話もあるわけですがけれども、それはいろいろな面でまた差別になってしまうようなこともあって、除去食にするか、代替食にするかという話になる。そこまではいいのでしょうけれども、今回のようなケースだとか、小さい子どもは、隣の子の給食をおいしそうだから食べてしまうというようなことも起きて事故が起きるということがあるので、これからもそこは現場がどのようにしていくかというのは非常に高度な技術があるのかなと。それは大変なことだろうと私は思っています。

私も学校医をやっていますけれども、特に気をつけるのは、移動教室前などには、移動教室の食材を全部チェックさせていただいて、「君はこれは食べられないのだから」と。例えば牛乳がだめな子に、「君は軽井沢の路上でアイスクリームを食べてはだめなんだよ」としっかり言ってあげなければいけない。小学校5年生ぐらいだとわかると思うのですがけれども、もっと低学年はわかりませんよね。おいしそうだったら食べてしまうわけです。そのときに、先生がいないこともありますので、「君はアレルギーが強いから、食事のときは必ず先生と一緒に食べなさい」とか、そういう指示も出すのですけれども、それでもヒヤリ・ハットみたいな事故があることは事実なので、これは学校としては大変なことがありますけれども、しっかりやっていかなければいけないと思っています。

飛鳥馬委員

関連です。対策はなかなか難しいのかなと思うのですが、子どもたちの生活を見ていると、今、山田委員が言われたように、運動会とか、遠足とか、おやつ交換とか、小さい子ほどみんながやっているとやりたくなると思うのです。その子だけ交換できない、もらえ

ないという状況は差別なのか何なのかちょっと難しいところですが、防ぐためにはそれをやらざるを得ないということだろうと思うのです。だから、担任だけではなくて、小さいときからクラス全体の子どもたちにも知らせておく。それも差別なのかな。考えてしまいます。でも、そうしないと、あげたくなる、もらいたくなるという状況が出てきますよね。

もう1点は、私が実際に経験したのですけれども、中学生を京都に修学旅行に連れて行って、夜はお寺さんに連れていって抹茶を飲む。そのときにそばまんじゅうが出たわけです。そばアレルギーの男の子がいて、食べてしまったのです。やはり症状が出まして、お医者さんに急遽連れていきました。何でそういうことが起こったかという、その子本人はそばアレルギーというのはわかっているのですけれども、何年も出ていないわけです。アレルギーだから食べていないわけです。それこそ3年も4年も。誰も見ていないわけです。本人もそばまんじゅうだとわからないから食べてしまった。そういうところで起こったことですね。そういうことというのはあり得るだろうと思うのです。つい最近のことではなくて何年も前のこと。ということで、実際に経験したことです。対策が非常に難しいなという気がしています。

指導室長

特に校外学習で両委員からお話があったのですけれども、学校としては、このお子さんはこういうアレルギーがあるということはわかっていますので、相手の業者さんと事前にメニューをやりとりをして、成分表までもらって、先ほど申し上げたように、それを保護者に見せて、これが食べられるかどうかということで、それをもう一度バックをするという形でやっています。それをきちっとやるのがまず大切なのだろうなと思っています。

先ほど差別のお話、人権上のことで、例えば文部科学省のガイドラインを見ると、お弁当を持ってきたのだったら、給食と同じような容器に移しかえて出すことが適当であるとか、幾つか書いてありますので、その辺を採用していくのかなと思いますけれども、私が校長をしていた学校では、移動教室で行ったときに、テーブルクロスの色を少し変えてもらうようなことをしました。それについては、保護者に「そういう対応をしますけれども、それは了解いただけますか」ということでお話をして、保護者は「ぜひそれでやってください」というような回答もあります。何が一番大事かといえば、命が一番大切なので、それについては理解を求めて、お互いに共通認識を立てて対応していくことが大切だろうなと。やはり丁寧にやっていくことが必要なのかなと思います。

高木委員長

専門家の山田委員からヒヤリ・ハットという発言があったと思うのですが、これも誰が悪いのか非常に難しい。誰が悪いということではなくて、非常に不幸な事件だったのです。そこで、プロセスでもうちょっとチェックをすべきだったということを我々も他市の状況から学んで。例えば、チーズ入りチヂミ。多分、献立表には「チヂミ」と書いてあったのですね。そもそも「チーズ入りチヂミ」と書けばよかったのではないかと。あと、マニュアルでは、除去食一覧でチェックしなければいけないけれども、保護者の方がつくったものには、「チーズ入り」と書いてなかったのでチェックがなかったと。その除去食一覧をどうして保護者と共有できていなかったのかとか。あと、この女儿の場合もエピペンを打ったらしいですけれども、そこで若干タイムラグがあったようなので、そういった場合のマニュアルがちゃんと整備できていたのかとか。形式的にはちゃんとやっていて、努力はしていたと思うのです。ただ、担任の先生お一人の責任にしてしまうのはちょっとかわいそう。かわいそうというか、できることとできないことがありますし、また、保護者の責任にすることもできない。この中で、段階チェックをもうちょっときちっとやるような指導を我々も中野区の中も各学校きちっとやっていると思うのです。

私の次男は、今、小学校4年生で区立小学校へ行っていますけれども、やはり学年に2、3人ですか、山田委員がおっしゃったように、2～3%でいて、やはり乳製品がだめ。除去食でいろいろなところですごく気を遣っている。学校も気を遣っているし、保護者も気を遣っているのだけれども、ヒヤリ・ハットチェックのプロセスの徹底を中野区教育委員会としてももう一度再確認する。息子の話だと、そういう話が小学校からあったということなのですが、新学期、新年度に向けて準備をしていただきたいと思います。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「陳情書の受理等について」、報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に配付の資料のとおり、陳情書が1件提出され、昨年12月20日付で受理しましたので報告いたします。

陳情の趣旨は、「中野区立学校に『常時国旗掲揚』の強制が行われないように願います」というものでございます。

理由は、資料に記載のとおりでございます。

なお、この陳情の取り扱いでございますが、中野区教育委員会請願処理規則第3条では、教育委員会は請願を迅速かつ慎重に検討して、その結果を請願者に通知すると規定されておりますので、今後の協議に一定のめどがついた段階で、本陳情についてもご協議をいただき、陳情者に協議の結果を通知するという取り扱いになろうかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、これもお手元に配付の資料のとおり、平成24年12月20日付で区議会議長から教育長宛てに、平成24年第4回区議会定例会において第13号陳情『中野区立小中学校再編計画改定』について」を採択した旨の文書が送付されておりますので、ご報告いたします。

次に、平成24年11月30日の第38回定例会で受理した旨を報告いたしました「第三中学校の廃校をやめてください」という件名の陳情書について、平成24年12月19日に1,380名の賛同署名を追加する旨の文書が署名簿とともに提出され、これを受理したので報告をいたします。

なお、平成25年1月10日に中野区立学校統廃合再編についての要望書が提出され、教育委員に情報提供をさせていただいておりますので、その旨申し添えます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

この区議会議長からの「採択した陳情の送付について」ちょっと教えてもらいたいのです。区議会で陳情を採択したということなのですけれども、その陳情というのが、提出者が三つの団体と個人からのもので、「再編計画改定について」ということ。区議会が陳情を採択したという意味は、区議会としてこの陳情の内容に同意しているというか、了承しているというか、区議会の意思がこの陳情と同じ意思だという意味があるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

この陳情文書が裏面でございますけれども、この陳情の趣旨の部分について、これを是とするというのが議会の意思ということで採択されたということでございます。

高木委員長

本件の区議会で採択された陳情なのですが、受理をされたのが今年の5月28日ですね。再編計画改定の素案が出たぐらいですかね。それで、採択されたのが12月20日。その間に、区民に対する説明会ですとか意見交換をやって、改定スケジュールはほぼ終わってしまっ

ているのですね。だから、「進めないでください」とおっしゃられても、どういうふうな回答をするのか難しい。

教育長

この5月28日の時点ですけれども、ここの理由のところにありますように、この時点では、「小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）」を発表し、それで意見を聞いて、その後、「（案）」をとった形で「考え方」としてまとめ、第3回定例会のときに「素案」を公表しています。そういう段階を追って事務局としては区民の意見を聞いて対応してきたことは教育委員会にも報告しているところです。

この陳情を審査する過程でも、委員会の中ではどういう説明をしてきたのか、教育委員会がどのくらい議論して協議をしてきたのかというようなプロセスをかなり聞かれています。ですので、一定、教育委員会としての取り組みについても、この陳情が採択される経過についてはご理解をいただいているということで、この結論に至ったのではないかと考えているところです。

大島委員

陳情につきましては、迅速で、しかもきちんと検討した上で回答をすることが必要だということだと思うので、教育委員会として、この陳情についても何らかの回答をしなければいけないですね。

副参事（子ども教育経営担当）

最初にご報告しました「中野区立学校に『常時国旗掲揚』の強制が行われないように願います」という陳情に関しては、他の陳情と同じような取り扱いということで協議をいただいて、その結果を陳情者に通知するというものでございます。

大島委員

そうしますと、区議会議長からの「採択した陳情」というのは、どういうふうな態度をとればいいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

区議会議長から送付のあったこの採択した陳情の取り扱いでありますが、これについては、処理状況を区議会に報告するというところでございます。本年第1回の区議会定例会に、年1回、これは全てでございましてけれども、処理状況を報告する。それから、結論が出た段階で直近の区議会定例会に報告をするという取り扱いになってございます。

高木委員長

そうしますと、最初のほうの陳情は教育委員会宛てなので、教育委員会としてこの陳情者に回答すると。二つ目のほうは、区議会で採択されたものなので、教育委員会から提出者に対して回答するのではなくて、採択した議会・子ども文教委員会に対して、例えばこういうふうに検証・総括をしましたとか、区民に対してこういうふうな説明をしましたとかという進捗状況を報告するということによろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

高木委員長

それでは、事務局報告の2番目、「平成24年度体力調査の結果と体力向上に向けた取組について」の報告をお願いします。

指導室長

「平成24年度体力調査の結果と体力向上に向けた取組」についての資料をごらんください。これは毎年行っていますので細かくは説明をいたしません、まず、(1)「趣旨」ですが、3点ございます。

1点目は、「学校が」という形で、この調査結果を受けて学校としての体力向上のプログラムを策定・改善していくということです。2点目は、子どもたち自身が自分の体力の現状を知って、どういうふうに考えていくかということ。3点目は、教育委員会としては、施策の中にこの体力向上施策をどういうふうに考えていくかということでやっております。調査の概要についてはそこに書いてあるとおりでありますが、中学校は、共通の8項目プラス持久走を行っています。本当は、20メートルシャトルランと重なってくる部分があるのですが、よりきちんとしたデータをとるほうがいいと考えておりました、後ほどご説明しますが、実際にデータもこの二つで異なる傾向が出ておりますので、そういう形で中学校は9種目実施しております。

めくっていただきますと、平成24年度の結果が棒グラフで二つ示してあります。

まず、右側のほうですが、中野区が目標値として設定しているスタンダードの通過率が目標値に達した子どもの割合ということで、見ていただきますと大体横ばいになっているかと思えます。多少の違いはありますが、同じあたりで推移をしていると考えます。

左側を見ていただきますと、東京都の平均との比較で、平成22年度から平成23年度に向けてどんと下がっているのですが、これは、東京都のデータがスポーツ教育推進校のデータ、かなり力を入れているところのデータと比較をする形になっておりますので、大きく下

がっています。ですから、先ほど申し上げた右側の表を見ていただくと、中野区としては大体横ばいというふうにご理解いただいているのかなと思います。

細かく見ていきますと、下のところですが、平成23年度と平成24年度の比較です。これは、大きな傾向の変化はないです。得意分野というのは「△」、逆に不得意な部分が「▼」で示されています。シャトルランとか持久走あたりは比較的いい数値が出ているかと思いますが、逆に、長座体前屈とか、握力だとか、ボール投げについては「▼」があるかと思っています。ただ、平成24年度のデータを見ると、小学校の男子では、ボール運動が大きく改善されているということがおわかりいただけるかと思っています。先ほど申し上げたシャトルランと持久走の関係で、中学校を見ていただきますと、持久走は「△」になっていますが、シャトルランでは「▼」が2学年あるという形なので、同じ持久走でも少し傾向が違ってくるのがうかがえます。

今後どうしていくかということなのですが、特に運動を不得意とする層へどう興味を持たせるかということが一番大切なのかなというふうに思っています。右側の3ページの(2)「今後の方策」の一つ目の「○」のところに書きましたが、単にトレーニングをやればいいということだと、運動というのは苦痛にしかなくなってきませんので、運動の楽しさをどう工夫していくかということをやっていく必要があるかなと思います。現在の学校は、「1校1取り組み」ということで、例えばマラソン週間を設けるとか、縄跳びについての競争みたいなものを取り入れるだとか、いろいろな形でやっていますので、その辺が必要になってくるのかなと思っています。

それから、休み時間とか放課後、または家庭での休日の過ごし方で運動に接するようなことを動機づける必要もあるかなと思っています。区としても、親子でやる幾つかのプログラムを実施していますので、そんなことに力を入れるとか、中野区共通としては、フラッグフットボールを共通種目として現在取り組んでいますので、それをさらに推進していくというようなことが必要だろうなというふうに思っています。

一番下の4のところ「改訂のポイント」ということを区として各学校に示させていただいています。例えば、平成23年度はボール投げのデータが悪かったというのがあるのですけれども、そこにあるように、紙鉄砲だとか、メンコだとか、ああいう伝承遊びの中で体のバランスを使って投げる、要するに力があるからボールを遠くに飛ばせるのではなくて、体全体のばねをどうやって使っていくかというところは、もっと小さい段階での遊びの中に秘密があるだろうというところで、その辺にも目を向けるような形で改訂をしてい

ってほしいなと考えております。

以上です。

高木委員長

何かありましたらお願いいたします。

山田委員

「趣旨」のところでも、「児童・生徒が自分自身の体力の現状や課題を把握し」というふうに書き込みがあって、先ほど室長からお話がありましたように、今後の方策として、「個に応じたきめ細やかな指導を行う」という記載があるのです。例えば、学力の場合には三者面談等でされると思うのですが、この体力についても個に応じたきめ細やかな指導を行うような場面があるのでしょうか。

指導室長

三者面談で特別に個票を取り上げて、体力についてやるということは、やっていないとは言いきれませんが、余りないのかなと思います。ただ、保護者会などで、うちの学年としてはこういう傾向があるとか、そのためには、学年として、学校としてこういう取り組みをしていく必要があるというようなことでフィードバックはするかと思いますけれども、〇〇さんについて個別にこういうことをやりなさいよというところまでは今後の課題とさせていただきたいなと思います。

山田委員

要は、体を動かすということが、今、日常生活の中でやっているお子さんはやっているかもしれないけれどもということで、学校だけ一生懸命やってもなかなか難しいわけで、家庭の中で、日常生活の中で、それこそ体を動かすことの楽しさを味わうとか、別に着がえて何かをしなくても、握力とかそういうものは日常の動作の中でできるよというような具体的なものが示されれば、少しずつでも動かすことで興味が湧いてくるのではないかと思いますので、ぜひそういったご指導をいただければと思います。

高木委員長

ほかに報告事項はありますか。

それでは、この後、小学校校長会との意見交換を行いますので、これで定例会を休憩いたします。

傍聴の方は、おそれ入りますが、ここでご退場ください。

(傍聴者退場)

午前 11時15分休憩

午後 2時50分再開

高木委員長

定例会を再開します。

小学校長会との意見交換会、お疲れさまでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第1回定例会を閉じます。

午後 2時51分閉会